

静かな夜と平和な空を返せ

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.62

横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.8

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町 4-10-24-100

E-mail:なくす会宛のメールは、当面原告団 (yokota9th@yahoo.co.jp) 宛に送ってください。

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

発行日：2024年3月18日

発行者：大沢豊／福本道夫

合同発行

この NEWS は、横田・基地被害をなくす会と横田基地公害訴訟原告団の合同発行です。

※ NEWS を 4 ページカラー版としたため、横田基地の騒音状況や活動経過・今後の予定などの詳細は、随時、付録資料として別冊の形にします。

※住所や電話番号（連絡先）などの変更の際は、お知らせください。特に原告の方で住民票や戸籍の異動があった際は、公的書類（該当者の住民票や戸籍抄本など）を原告団、または、弁護団に送ってください。

- 第4回裁判 5/13 午後 2 時～
- 定期総会 5/26 午後 3 時 30 分～
- オスプレイ飛行再開の動き

2月19日、第3回目の裁判が東京地裁立川支部で行われました（詳細は2ページに掲載しました）。

次回以降の裁判は、5月13日、9月2日、12月2日と決まっています（いずれも月曜日・午後2時～）。

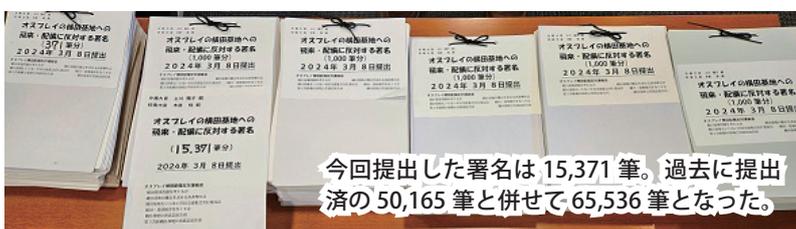
また、この間、私たちは昨年11月の墜落事故もきっかけにオスプレイの飛行停止を求めて、政府に何度も申し入れを行ってきました。しかし、日本政府は墜落原因を明らかにせず、基地周辺住民への説明も不十分なまま、米側の意向に従って飛行再開を認める方向で動いています。

このような状況を踏まえて、5月26日にはこの間の総括と今後の方針を話し合うための定期総会を開催します。

写真で活動報告



▲ 3/4 全国基地連の政府交渉。オンライン参加も含め7原告団が参加した。



▲ 3/8 オスプレイ横田配備反対連絡会の政府交渉時に提出した反対署名。

2月19日第3回裁判の内容は…



▲オスプレイ主張
担当の山田弁護士

私たち原告側（弁護団）は、主にオスプレイに関する主張をしました（以下、当日発行のNEWS号外から）。国は、自動騒音測定結果や周辺対策（防音工事等）に関する主張をしました（文書提出のみ）。

本日陳述の準備書面では、オスプレイの①構造的欠陥、②事故率の高さを踏まえ、オスプレイの配備・飛行の停止、飛行により生じている精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めるとともに、③構造的欠陥・高い事故率を有するオスプレイが強硬配備されていることから伺われる横田基地の非公共性について主張しています。

①構造的欠陥について述べます。平成30年10月1日以降横田基地にオスプレイが正式配備されていますが、オスプレイは⑦オート・ローテーション機能を備えず、④また高温の熱を発生し緊急時の着陸場所が限られるという構造的欠陥を有しています。

⑦オート・ローテーションは、飛行中に回転翼機がエンジンからの出力によらず空力のみにより主回転翼を回転させて揚力を得る緊急手順を指します。ヘリコプターは、この機能を利用し、エンジンが出力停止した際も落下速度を緩め地面への激突を回避できます。しかし、オスプレイは、回転翼の羽の長さとは比べ機体が重すぎるが故に、この機能が備わっていません。

オスプレイも、エンジンと機体が水平の状態となる、いわゆる「固定翼モード」にすることでグライダーのように滑空し緊急着陸できるという意見もあります。しかし、オスプレイは回転翼を回すエンジンが機体とほぼ垂直の状態となる、いわゆる垂直離着陸モードから固定翼モードに移行するために12秒もの時間を要し、その間に機体は約500メートル落下します。もし、オスプレイが500メートル以下の高度で飛んでいるときにエンジンが止まれば、もはやなす術はありません。横田基地周辺の住宅の上を飛んでいる際にエンジン停止した場合悲惨な事故となることは明白です。

④オスプレイは、着陸の際に、地上から約1.32メートルの高さで排気を排出します。その温度は、周辺の温度を約268℃上回るとされます。実際、平成26年10月19日に開催された和歌山県津波災害対策実戦訓練では、オスプレイが離陸した後に消火作業が行われたことやオスプレイが飛び立った後、芝に焦げた跡が残っていることが目撃されていますし、平成25年6月21日、ノースカロライナ州チェリーポイント海兵隊航空基地でも排熱が原因で地表の草地が燃える火災が発生しました。このため、緊急時の着陸場所は限られており、適切な着陸場所がない場合には仮に機体が地面に衝突しない形で着陸できたとしても、周囲に火災をもたらす可能性があります。

次に、②オスプレイの事故率の高さについて述べます。

オスプレイは開発段階から事故が相次いでいます。

まず、事故率は被害規模によりクラスAからCという形で分けられてい
▲オスプレイ主張
担当の山田弁護士
ますが、⑦平成24年9月19日防衛省がまとめた「オスプレイ事故率について」によりますと、CV22の事故率は、クラスAが13.47で海兵隊平均の約5.5倍、クラスBが31.4で海兵隊平均の約15倍であり、非常に高いです。MV22の事故率も、クラスAが1.93、クラスBが2.85で海兵隊平均の約1.4倍、クラスCが10.46で海兵隊平均の約2.3倍となっています。但し、この集計自体、開発試験段階を除外し、平成3年から平成12年までに起こった、死者合計30人の4件の事故を除外したものです。このため、開発試験段階を除外しなければより高い事故率となります。

④その後も、令和4年6月におけるMV22オスプレイのクラスA事故率は3.16で平成24年の数値からすると1.63倍となります。令和3年9月30日におけるCVオスプレイのクラスA事故率は6.00ですがこれは累計飛行時間が長くなっているため数字が低下しているように見えるだけで、依然として高い事故率です。そして、この直近のデータも平成15年以前の事故が含まれていない統計と考えられます。

このようにオスプレイは構造的欠陥・高い事故率をもつことが明白です。令和4年8月にはクラッチ不具合による事故が多発しているとしてCV22オスプレイは地上待機措置となりましたが、日本政府は十分な説明責任を果たさぬまま、地上待機措置は令和4年9月2日解除されました。その結果、令和5年11月29日、鹿児島県屋久島沖海上の墜落事故により搭乗員が死亡するという最悪の結果を招きました。搭乗員8名全員の尊い命が失われました。再びオスプレイが横田基地周辺を飛行し、事故が起きれば、多数の人命が失われることは十分に予見可能です。一刻も早く、オスプレイの配備・飛行を停止し、これまでにオスプレイの飛行により生じた精神的苦痛に対する慰謝料は迅速に支払われなければなりません。

そして、日本は独立国として自国の権利を主張する権利があり、日米地位協定の不平等に原因があれば、地位協定の改定を交渉することができます。また条約上の権利として日本には条約の解消を通告し、基地の撤去を要求する権利まであります。そうであるにもかかわらず、構造的欠陥・高い事故率を有するオスプレイの配備が強行され、横田基地周辺で暮らしている方々の安全、健康、安心した暮らしが脅かされる事態を生じております。このことは横田基地の非公共性を如実に示しています。

新田原基地爆音訴訟結審へ～宮崎県 現地に駆けつけた支援連帯行動

新田原基地爆音訴訟の控訴審（高裁）は去る2月末結審となった。私たちは、予約した飛行機の欠航をのりこえて、全国各地の全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の各原告団（普天間、岩国、小松、厚木、横田）と共に、福岡高裁宮崎支部に駆けつけてきました（横田からは福本と塚本が参加）。

◇新田原基地強化と戦闘機爆音に立ち向かい 周辺住民が起こした訴訟！

新田原基地は、宮崎県中部の太平洋沿いに位置（新富町）し、1940年帝国陸軍飛行場として創設。戦争末期には「特攻隊出撃基地」としても使用され、若き71人の兵士が飛び立ち犠牲を強いられた暗い歴史を持っている。敗戦を経て、逆コースが進む中で1954年再び操縦学校（今ではF-15戦闘機ライセンスを付与する唯一の基地）を主軸とする航空自衛隊基地となった。以降、次々と基地は拡張され、現在では東西2700Mの滑走路（横田は3350M）を擁し、総面積は9千km²（横田基地の1.28倍）を超える巨大基地となった。特に、1980年に基地の一部を米軍に新規提供し、「米軍再編」ロードマップが進む中で、日米共同作戦訓練基地となるなど一段と強化され出撃基地に変貌するに至った。2016年には空自最強部隊といわれる第305飛行隊も百里基地から移駐し、日米の戦闘機訓練が連日のようになりかえされるようになった。毎週月曜日に夜間訓練が定例化され、日夜にわたる爆音に耐え切れず、2017年12月、ついに日本政府を相手取り提訴するに至った裁判だ（原告団事務局長の佐川さんなどのお話から）。

◇ほぼ満杯に法廷を埋めた原告ら傍聴人が集まる中、原告や弁護士陳述に思わず拍手湧く

原告30余名（原告総数は178名）を含む60名余が傍聴に駆けつけ、関心の高さが伝わってきた。爆音激地区に住み、基地隣接の田畑で農業を営む原告は「日夜（仕事中でも睡眠中も）100デシベルを超える爆音で神経が昂り続け、神経がやられてしまった」と改めて告発。弁護士陳述では原告アンケートをもとに「聴覚障害は10代を含む47.9%」が訴えていること、防音工事を施した家屋の騒音調査では「屋内騒音は屋外騒音の95%に過ぎない」ことなどを主張。パワポを駆使した抜群の説得力に傍聴席から同感の拍手が起こった。「現地検証」の際には100デシベル超の爆音に直面したとのことで裁判官もどことなく納得顔であった。嘉手納訴訟弁護団の神谷氏が応援陳述に立ち、国側は「普天

間訴訟では、基地の公共性を理由に差止め等の請求棄却を求める一方で、辺野古基地代執行裁判では普天間基地は騒音被害など重大な危険性があり直ちに除去すべき」としている矛盾を厳しく追及された。

F-15に代わる敵基地攻撃能力を有するステルス戦闘機F-35Bの2024年度新田原基地配備が内定し、数年後には27機もの配備計画が打ち出されている。同基地が標的になる危険性が一層高まる中で、「爆音の向こうに見える戦場（いくさば）を再現させない」ことをめざす裁判の意義が益々大きくなっていると強く感じた。

28日夕刻は親睦会に参加。宮崎版イチャリバチョーデー（編注：沖縄県の方言で「一度会ったら皆兄弟」の意味）の下、和やかに交流。翌29日雨中の新田原基地フィールドワークに参加。同原告団のご配慮で、基地近くに残る現存319基を擁する西都（さいとぼる）原古墳群などを案内していただいた。各地の原告、弁護士同士の温かい連帯行動であった。（報告 塚本）



▲2/28 福岡高裁宮崎支部に入廷する新田原原告団と支援者



▲2/29 新田原基地前での記念写真（全国基地原告団＋全国弁護団）…新田原原告団提供

今後の主な予定

- * オスプレイ反対 Standing とリレートーク
…毎月1日 11時～12時に横田基地第2ゲート前で実施。次回は4/1, 5/1, …
- * 5/13 (月) 14時～横田基地公害訴訟第4回裁判
…東京地裁立川支部 (404号法廷)
事前集会は13時15分～裁判所北側歩道
その後、9/2, 12/2も同じ日程・場所で開催。
- ▶ 「被害を語る会+訴訟説明会」…昭島市地域
① 4/6 (土) 17時～昭和会館・休養室

② 4/7 (日) 16時～公民館 (市民会館) 2階・第1会議室

- ▶ 5/26 (日) 15時30分～定期総会…昭島市昭和会館1階第1集会室
- ▶ 爆音カレンダー…航空機騒音の被害をメモ風にかけていただくためのカレンダーを、NEWS 発送時に適宜提供します。
- ▶ 役員会議へのオブザーバー参加について
役員会議にオブザーバ参加できます。ただし、資料準備の都合上、事前に連絡をしてください。(事務所 (留守) TEL, または、090-1468-4211 榎棠 <ていとう> まで)

NEWS内容 (目次 = CONTENTS)

第4回裁判 5/13, 定期総会 5/26, オスプレイ飛行再開… 1
2/19 第3回裁判の内容は… 2

新田原基地訴訟高裁結審支援行動…………… 3
今後の主な予定, 目次…………… 4
3/8 政府交渉時に示された政府側回答 (抜粋) …… 4

3/8 「オスプレイ横田配備反対連絡会」 政府交渉時に示された政府側回答 (抜粋)

※以下、◇の明朝体文章は質問、ゴシック体は政府側回答

◇事故による死傷者数が他の航空機よりも多く、クラッチなどに欠陥を抱えるオスプレイの在日米軍基地および自衛隊駐屯地への配備を行わせないこと。

①喫緊の課題である島嶼防衛能力の強化のため、早期に佐賀空港の隣接地に駐屯地を開設し、陸自オスプレイの配備を行うことで、長崎県佐世保市等に所在する水陸機動団と一体的に運用できる体制を構築したいと考えております。

②陸自オスプレイの配備は、島嶼防衛を行う上で重要な意義を有するだけでなく、災害救援や急患輸送にも極めて有益であり、地元のご懸念の声も真摯に受け止めつつ、地元自治体に対して一層丁寧な説明しながら、配備に向けて取り組んでいく考えです。

※(米軍機について)我が国におけるオスプレイの配備は、災害救援や離島防衛を含む我が国の安全保障にとって重要な意義を有し、抑止力・対処力の向上に資するものであり、米軍オスプレイの配備撤回を求める考えはありません。

◇住宅密集地や学校施設、病院、商業施設上空での飛行を行わせないこと。また基地内外を問わず騒音の被害が大きいホバリング訓練や低空移動訓練を行わないこと。

① CV-22 の飛行運用の詳細について、防衛省として把握しているわけではありませんが、米側は、CV-22 の日本国内における飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、平成24年9月のMV-22に関する日米合同委員会合意を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

② いずれにしましても、CV-22 の日本国内における飛行運用に際しては、安全確保はもとより、周辺住民の皆様への生活への最大限の配慮が大前提です。今後とも、米側に対し、安全面への最大限の配慮や地元の皆様に与える影響を最小

限にとどめるよう求めてまいります。

◇ 2023年11月29日に屋久島沖で墜落したCV-22 オスプレイについて

① 墜落機の機体番号、製造年、所属基地の履歴、累積飛行時間、修理や整備の履歴について、可能な限り明らかにすること。なお、クラッチ関連の部品交換を行ったかどうかについて明らかにすること。

お尋ねについては、米軍の運用に関することであり、承知しておりません。

② 判明している事故原因について明らかにすること。

米側に対しては、事故の状況等についての情報提供を求めた中で事故の原因究明についても要請しているところですが、米側とのやりとりの具体的な内容については、米側との関係もあり、現時点でお答えすることは差し控えます。

◇ 横田基地に離着陸するCV-22は、モード変換、市街地上空の飛行、飛行高度について(1964年協定)、22時以降の飛行などについての日米合意を度々破っている。これらの合意を、外務省・防衛省は守らせようと努力をしているのか。

CV-22の飛行運用の詳細について、防衛省として把握しているわけではありませんが、米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、平成24年9月のMV-22に関する日米合同委員会合意を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

いずれにしましても、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、安全確保はもとより、周辺住民の皆様への生活への最大限の配慮が大前提です。今後とも、米側に対し、安全面への最大限の配慮や地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。